

令和5年度沖縄県職員（課長級（医師））採用選考試験募集要項

1 職種、採用予定者数

課長級（医師（公衆衛生）） 1名

2 勤務場所、勤務機関等

- (1) 勤務場所 沖縄県内（離島を含む。）
- (2) 勤務機関 沖縄県保健医療部の保健所、衛生環境研究所、本庁等

3 受験資格

- (1) 昭和34年4月2日以後に生まれた者で、医師免許取得後15年以上の経験を有する者
ただし、平成16年4月1日以降に医師免許を取得した者については、医師法で定める臨床研修を修了した者
- (2) 地域保健法施行令第4条第1項に定める保健所長資格を有する者
- (3) 地方公務員法第16条に定める欠格条項（次の①から③まで）に該当しない者
 - ① 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
 - ② 沖縄県職員として、懲戒免職の処分を受け、その処分の日から2年を経過しない者
 - ③ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者
- (4) 心身ともに健康である者

4 主な業務

- (1) 事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。
- (2) 結核、感染症対策
- (3) HIV対策
- (4) 食中毒対策における医学的助言
- (5) 健康危機管理への対応
- (6) 健康づくり、市町村に対する専門的・技術的支援
- (7) 地域における医療連携への対応
- (8) 医療機関への医療監視
- (9) 職員の安全衛生管理

5 勤務条件等

- (1) 勤務時間
8:30～17:15（休憩12:00～13:00）
- (2) 休日
土曜日、日曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日、12月29日から翌年の1月3日までの日及び6月23日（慰霊の日）
- (3) 休暇
 - ア 年次休暇
1年（暦年）について20日（年の中途に採用された場合は、当該年において在職する期間の月数を12で除した数を乗じて得た日数）
 - イ 夏季休暇
5日間
 - ウ その他
慶弔休暇、病気休暇、特別休暇等

- (4) 時間外・休日勤務
あり
- (5) 人事異動
概ね3年（県内の保健所、本庁等に異動）
- (6) 定年
 - ア 保健所等の医師：65歳
 - イ 離島の保健所の医師：66歳（令和6年度）

※ 本県では、離島に勤務する医師・歯科医師について特例定年を定めている。この場合、職員の生年月日により定年が段階的に引き上げられる。

- 6 給与
沖縄県職員の給与に関する条例（昭和47年沖縄県条例第53号）に基づき支給される。
【職歴を踏まえた年間支給額の目安は次のとおり】
 - 15年 1,483万円程度
 - 20年 1,554万円程度なお、配属先に応じて給料の調整額や特勤手当等が付与される。

- 7 福利厚生その他
 - (1) 保険
地方公務員共済組合（健康保険、年金）、公務災害
 - (2) 宿舍
名護市、宮古島市及び石垣市にあり（入居料は沖縄県公舎管理規則に基づく。）

- 8 募集期間
令和6年2月2日から採用者が決定する日まで

- 9 提出書類
 - (1) 履歴書（様式は別添のとおり。黒色ボールペンを用いて、楷書体で丁寧に自書すること）
 - (2) 医師免許の写し（A4判にすること）
 - ※ 簡易書留により下記提出先に郵送すること。応募書類は返却しない。
 - 沖縄県保健医療部保健医療総務課総務班（沖縄県庁4階）
 - 〒900-8570 沖縄県那覇市泉崎1丁目2番2号
 - 電話番号：098-866-2169 FAX番号：098-866-2714

- 10 選考方法
書類審査及び面接を行った上で、選考により最終合格者を決定する。

- 11 合格通知
最終合格者決定後、合格者に通知する。

- 12 合格通知後の取扱い
 - (1) 採用される日は、原則として令和6年4月1日だが、場合によっては同日前となることがある。
 - (2) 採用することを辞退する者又は新たな欠員が生じた場合は、採用試験の成績の上位の者から順次繰り上げて合格者とし、本人あて通知する。
 - (3) 合格通知後に受験資格がないことが判明した場合や、記載事項が正しくないことが判明した場合は、合格を取り消す。

- 13 条件付採用
地方公務員法第22条の規定により、採用後6ヶ月間は条件付採用となる。